

有限会社小松工業



認定番号：19009

新規認定日：令和元年 11 月 5 日

〈達成している項目〉

28の取組項目中、**17項目**達成！

I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	・自己啓発の取組みの支援制度がある
管理職へのアプローチ	・イクボス宣言を奨励している
従業員へのアプローチ	・「ノー残業推進月間」等のキャンペーンを実施している

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

正規雇用労働者の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の正規雇用労働者の数【ア】が，3年前の正規雇用労働者の数【イ】と比較して5%以上増加している。 ・申請日における正規雇用労働者の数が，上記【イ】の正規雇用労働者の数を下回っていない。
働き方改革に対応した人事評価・処遇	・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	・「ノー残業デー」の設定等の勤務時間の縮減を奨励する施策をとっている
	・時間外労働の上司による事前承認を徹底している
年次有給休暇取得の促進	・時間単位又は半日単位での休暇制度がある
	・休暇取得日数の少ない労働者へのヒアリングを実施している
業務改善の推進	・会議時間の見直し

(3) ワーク・ライフ・バランスの確保

治療と仕事の両立の支援	・試し出勤制度がある
介護と仕事の両立の支援	・育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある
子育てと仕事の両立の支援	・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある ・男性の育児休暇取得の推進
	・申請日前1年間において，上記のうち，男性の育児休暇取得制度の利用の実績がある

(4) ダイバーシティの推進

若者が働きやすい環境整備	・キャリアアップに資する研修等の人材育成制度がある
高齢者の活躍の推進	・65歳までの定年の引き上げ
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・就業規則で，他の会社等の業務への従事を禁止としていない（兼業・副業の促進）

〈ひとことコメント〉

弊社では、若手社員が安心して長く働けるように、スキルアップの応援、家庭との両立、待遇の向上を推進してまいりました。お陰様で、過去5年以上に渡って離職者ゼロを誇っています。新しい元号を迎え、今後も風通しの良い職場風土をつくり、一人ひとりの社員が成長し、会社も社員も好循環を続けていくことが目標です。この度、弊社の取り組みが福岡市にも認められましたことを感謝申し上げます。



▲社員旅行・・・ハワイに行きました。



▲社員旅行・・・富士山に行きました。